

# 福岡県公報

平成二十四年六月二十九日  
第三千四百七号  
増刊  
①

## 目次

### 規則 (第三十二号)

○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(保健衛生課) ……………一

### 告示 (第千七百七十六号、第千七百七十七号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

(林業振興課) ……………四

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

(林業振興課) ……………十

### 訓令 (第十号)

○福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………十三

### 教育委員会

○福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………十三

## 規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(平成四年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号中「主要原材料」を

「主要原料品」に、「製品名」を「製品名」に、「原料名、配合分量及び」を「原料品名及びその配合分量並びに」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の

三号を加える。

二 飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業にあつては、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第一食品の部D各条の項生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。以下この目において同じ。))であつて、生食用として販売するものに限る。以下この目において同じ。)の目(以下「生食用食肉規格基準」という。)に規定する生食用食肉(以下「生食用食肉」という。)の加工及び調理の有無

三 前号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工を行うものにあつては原料肉(生食用食肉の原料となる牛の食肉をいう。)の仕入先及び加工の方法、生食用食肉の調理を行うものにあつては生食用食肉の仕入先

四 第二号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工又は調理を行うものにあつては、生食用食肉規格基準の2生食用食肉の加工基準の(3)(生食用食肉規格基準の4生食用食肉の調理基準の(1)の規定により準用される場合を含む。)に規定する者(以下「生食用食肉取扱者」という。)の氏名及びその資格

第十条を次のように改める。

(申請事項の変更の届出)

第十条 営業者は、省令第七十一条に規定する届出のほか、次の各号に掲げるときは、速やかに保健福祉環境事務所長等にそれぞれ当該各号に定める事項の変更届(様式第七号)を提出しなければならない。

一 飲食店営業の許可を受けた者が、その業態を変更したとき 業態

二 飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業において生食用食肉の加工又は調理を行うおうとするとき 第七条第二号から第四号までに掲げる事項

三 前号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工を行う営業において原料肉の仕入先若しくは加工の方法を変更しようとするとき又は生食用食肉の調理を行う営業において生食用食肉の仕入先を変更しようとするとき 第七条第三号に掲げる事項

四 第二号に規定する営業のうち、生食用食肉の加工又は調理を行う営業において生食用食肉取扱者を変更したとき 第七条第四号に掲げる事項

五 製造業において製造品目を追加し、若しくは変更しようとするとき又は原料品名及びその配合分量若しくは製造方法を変更しようとするとき 第七条第五号に掲げ

る事項  
様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

変 更 届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

〒  
届出者 住所  
TEL  
氏名

印

年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、

〔 ・ 住所 ・ 氏名  
・ 営業所の名称、屋号又は商号  
・ 営業設備の概要  
・ その他 〕 を 〔 変更しました  
変更します 〕 ので、

食品衛生法施行規則第71条及び食品衛生法施行細則第10条の規定により届出します。

記

営業所の所在地		TEL	
フリガナ 営業所の名称、 屋号又は商号			
	営業の種類	許可番号及び許可年月日	備考
1		第 号 年 月 日	
2		第 号 年 月 日	
3		第 号 年 月 日	
4		第 号 年 月 日	
5		第 号 年 月 日	
変更年月日		年 月 日	
変更内容	変更前		
	変更後		
備考			

備考) 営業施設の変更の場合は、設備の平面図を添付し、変更の部分を朱筆すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に飲食店営業、食肉処理業又は食肉販売業に係る法第五十二条第一項の許可を受けている者であつて、生食用食肉の加工又は調理を行っているものは、第十条第二号及び第三号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する事項について、この規則の施行の日から三十日以内に、変更届を提出しなければならない。

3 この規則の施行の際現に前項の許可を申請している者であつて、生食用食肉の加工又は調理を行おうとするものは、第十条第二号及び第三号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する事項について、当該許可を受けた日から三十日以内に、変更届を提出しなければならない。

告 示

福岡県告示第千七百七十六号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程（昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号）

の一部を次のように改正する。

別表一から別表四までを次のように改める。

別表1 森林環境保全直接支援事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
人工造林	市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の4第1項（森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。） これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア、イのいずれかに該当するもの（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） ア 森林経営計画に基づいて行う場合は、第3条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあっては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上）であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上（ただし、1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施し、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上） イ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
樹下植栽等 (ア)・(イ)				
下刈り				
雪起こし				
倒木起こし				
枝打ち (ア)・(イ)・(ウ)				
除伐等				
間伐				
更新伐				
付帯施設等整備				
鳥獣害防止施設等整備				
林内作業場及び林内かん水施設整備				
林床保全整備				
荒廃竹林整備				
森林作業道整備				

		基づいて行う場合は、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、第3条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上）であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上		
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

（備考） この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）及び森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）で使用する用語の例による。

別表2 環境林整備事業

事業の区分		事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
広葉樹林化等整備	人工造林	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等 (ア)・(イ)				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち a・b				
	除伐等				
	間伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
	荒廃竹林整備				
森林作業道整備					
被害森林整備	人工造林	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画策定者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（市町村にあつてはこの限りではない。）こととし、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	
	樹下植栽等 (ア)・(イ)				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち b				
	除伐等				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				

保全松林緊急保護整備	森林作業道整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	<p>松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。</p> <p>松くい虫被害対策の実施についてに基づき樹種転換を行う事業とする。</p>
	保全松林健全化整備				
	衛生伐				
	松林保護樹林帯造成				
	人工造林				
	樹下植栽等 (ア)・(イ)				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐等				
	衛生伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				
森林作業道整備					

（備考）この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。



別表3 県単造林事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	補助対象事業の内容
人工造林	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び施業代行者とする。	1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上（森林作業道整備、作業道機能再生、鳥獣被害防止施設等整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント ただし、補助対象事業のうちくぬぎ等造林に係る人工造林事業に要する経費については知事が必要と認めるときは、第2条の補助金に加算して補助するものとし、加算の割合は、別表4のおりとする。この場合の補助金の額は、第2条に基づく補助金の額又は日本政策金融公庫の融資額を差し引いた額とする。	日本政策金融公庫の融資を受けて実施する造林事業（くぬぎ等造林に係る人工造林事業を除く。）を除く。
下刈り				
雪起こし				
倒木起こし				
枝打ち				
除伐等				
間伐				
森林作業道整備				
作業道機能再生				
鳥獣害防止施設等整備				

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表4

経費区分	補助率の加算	備考
人工造林のうち「森林経営計画」、「森林施業計画」又は「特定間伐等促進計画」の造林	30パーセント以内	加算の対象となる樹種は、県の特用林産振興作目であるしいたけの原木栽培の推進のために使用されるものとする。
人工造林のうちその他の造林	20パーセント以内	
樹下植栽等（天然更新による森林の育成を目的として行う植栽）	20パーセント以内	

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、平成二十四年度分の交付金から適用する。

福岡県告示第千七百七十七号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程（平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三）の一部を次のように改正する。

別表三を次のように改める。

別表3 環境林整備事業

事業の区分		事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件
広葉樹林化等整備	人工造林	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等 (ア)・(イ)				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち a・b				
	除伐等				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					
被害森林整備	人工造林	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（市町村にあつてはこの限りではない。）こととし、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする
	樹下植栽等 (ア)・(イ)				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち b				
	除伐等				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				
	森林作業道整備				

保全松林緊急保護整備	保全松林健全化整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（附帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とし、松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。
	衛生伐				
	松林保護樹林帯造成				
	人工造林				
	樹下植栽等 (ア)・(イ)				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐等				
	更新伐				
	附帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				
	森林作業道整備				

（備考）この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領、地域自主戦略交付金制度要綱、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、平成二十四年度分の交付金から適用する。

訓令

福岡県訓令第10号

本 庁

出先機関

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（使用最大電力抑制のため行う休憩時間の変更）

第十一条 電力需給ひっばく時における使用最大電力の抑制のため行う職員の休憩時間の変更については、総務部長が別に定める。

附則

この訓令は、平成二十四年七月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第3号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（使用最大電力抑制のため行う休憩時間の変更）

第十一条 電力需給ひっばく時における使用最大電力の抑制のため行う職員の休憩時間の変更については、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、平成二十四年七月一日から施行する。